

第七回

本日の會議に付した事件

○理事補欠選任の件

○地方財政平衡交付金法案(内閣送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。地方税法案を議題に供します。速記を止めて下さい。

午後二時四十六分速記中止

午後三時四十一分速記開始

○委員長（岡本愛祐君）速記を始めて下さい

○政府委員(農野誠亮君)「地方財政に關する參考計數資料(続)」の終りから十枚目を御覽願います。料金総括原価Aの欄で總計が五百三十六億三千七百三十七万六千円になっております。この中に地租と地租附加税が二千百億、それから家屋税、電柱税、住民税、自動車税その他というふうなものが上つております。更に法人税として三億二千三百万、小計十七億七千五百万というものが、この料金総括原価の五百三十六億の中に含まれておるわけでございます。ところが現在事業税と取引高税について料金計算の上で加算の方式を採つておるわけでございます。御承知のように現行地方税法では総売上金額の二・四％ぐらいのものを標準といまして、電気ガス供給業

者に課税するという建前を採つておるわけでございます。そこで物価庁の方で加算の方式として五円七十銭だけ加算をする、取引高税として四円七十五銭だけ加算をする、こういう態度が採られておるわけであります。従いまし、て單価として二百四十七円八十六銭という数字が出て参るわけでございます。ところが改正後はどうなるかという、住民税の欄が註の一に上つておりますが、一億九千万のものが四十二百万に下ります。大体住民税は四・五分の一くらいになるという見方をいたしておるわけであります。それから自転車税その他で、雜税でございますけれども、これは三千七百万になる、これは五百万ぐらいで大勢には影響ございませぬが、固定資産税の方が四十九億になるという見方をいたしております。これは四十九億になると見ておりますのは、註の三に書いてございますが、固定資産税については資産再評価による償却資産評価限度額一杯に一応再評価するものとして二千八百二億九千二百万円と見ております。これに對して一・七五％かけております。水利権等の無形償却資産は除いておりますけれども、その他のものは全部入れます。限度一杯計算をしております。従いまして固定資産税はこれより低くはなりませんけれども、絶対これを上廻ることはあり得ない数字であるわけでございます。それから附加価値税は四億二千九百九万九千四という見方をしておりますが、これは註四のところに書

いてありますが、附加価値税は附加価値を売上金の二〇％と見込んで算出しております。或いは現在計画されておられますように、発電所の建設計画をやりますと、附加価値額は赤字になるののであります。併しながら昨年の実績から見てみまして、先ずこれは少しゆるく見ておるつもりであります。二〇％ぐらいになるといふ見方をしておるわけであります。現在の計画では完全に赤字になります。法人税は減価償却の経費が非常に多くなつて参りますので、これは零になるわけであります。その結果この小計が十七億が五十三億に殖えるわけでございますけれども、従来の事業税や取引高税は加算形式を採つておりますので、それらを合せますと、そんなには増にはならないわけであります。併しながら一応改正後の単価を見ますと、二百五十三円五十一銭ということになります。比較いたしますと、単価の点で五円六十五銭だけ殖えるので、二一％だけ増ということになります。この程度の変化であらうというように全体として見ております。

○委員長(岡本愛助君) 説明はこのくらいにいたして置きます。それでは地方税法の審議に入ります前に、皆さんにお諮りいたします。波多野鼎君が地方行政委員を御辭任になりまして、その後任に吉川末次郎君が復帰されました。波多野君は理事をやつておりましたが、それが欠員になりましたから、その選任を必要といたします。

○西郷吉之助君 理事の指名を委員長に一任することの勸議を提出いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（岡本愛祐君） それでは私から指名いたします。吉川末次郎君に理事をお願いいたします。

○委員長 岡本愛祐君 地方税法案につきまして審議を続行いたします。昨日は第三章の第五節、電気ガスの税の、四百八十六條乃至四百九十條を一読説明を聴き質疑を行なつておりました。外に御質疑がありましたら、この際お願いいたします。

電気ガス税につきましてはいろいろの陳情、請願が参つております。嘆願書といしまして先程お手許へ廻しましたのも、その一つでございます。電気ガス税を都道府県税に存置されたいということ、セメント工業を電気ガス税の非課税産業に指定されたいということ、紙パルプ工業を電気ガス税非課税産業に指定されたいということ、それから電気ガス税を軽減をして貰いたい、税率を百分の五ぐらゐにして貰いたいという陳情であります。鑛鉄用の電気に対する電気ガス税を免除して貰いたいという陳情がございます。

では御質疑ございませんか。

では次に移ります。四百九十一條、前にしげば出て来た同じものは省略いたしますことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(岡本愛祐君)　そういうふう
にいたします。違つてゐるものを言つ
て下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来からの税につきましては殆んど変つていないのですが、一応條文の見出しを読みななから、変つたものが出て来たときだけに御説明申し上げます。(変つたところだけ)

けでいいです」と呼ぶ者あり）そうしますと電気ガス税につきましては、あとの部分では変つたところはございませ

○委員長（岡本愛祐君） 全部ございます。
せんね。
○政府委員（奥野誠亮君） 変りませ
ん。

○委員長（岡本愛祐君）　そうすると五百十八條まで省略いたすことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡本愛祐君) それでは第六節釐産税に移ります。先ず政府委員の説明を求めます。五百十九條。

○政府委員(奥野誠亮君) 釐産税の性

格は従前と同じでございます。従いまして五百十九條は変りございませんが、五百二十條で……。

○委員長（岡本愛祐君） 五百十九條だ

け……。

○政府委員(奥野誠亮君)「鉾産税は、鉾物の掘採又は砂鉾の採取の事業に対し、その鉾物又は砂鉾価格を課税標準として、当該事業の作業場所在の市町村において、その鉾業者又は砂鉾

業者に課する。従いまして附加価値税の課税課税の中から鉱物の掘採又は鉱業に関する事業を除外しているわけでございます。

五百二十條で鉱産税の税率を定めておりますが、従来は制限税率の形を取つていたわけですが、従つて府県で千分の四、市町村で千分の六、合せて百分の一を超えることができなかったわけでございます。それを今回の改正では鉱産税の税率を標準に改めたわけでございます。従いまして標準税率を超えて課する場合におきましても、やはりこういう種類の税におきましては制限税率を定めて置いた方がよいと考えまして、百分の一・二を超えることができないということにいたしておるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 五百二十條はやつていないですが、それは五百二十條を追加いたします。五百十九條と五百二十條について御質疑を願います。御質問ございませんか。それでは次に移ります。五百二十一條以下變つたところを説明をお願いいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 五百二十二條で、鉱産税につきましては、申告納付の制度を採用することにいたしております。従来はやはり賦課課税の方法を取ることになつていたのですが、その点が民主的な納税方法に変更されているわけでございます。

五百二十三條は、これは附加価値税と鉱産税についてだけ設けました制度でございます。申告納付をするに当りまして、その提出すべき申告書には第一には法人の代表者が自署、捺印しなければならぬ。それから第二には、二項の方に移るわけでございます。

けれども、代表者の外に「法人の役員及び職員のうち申告書の作成の時に就いて当該法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が」更に自署捺印しなければならぬというようないことにいたしました。幹部にも納税について責任を取る態度を明かにして貰うというような方法が講ぜられることになつたわけでございます。これは國税の法人税につきましても、同じ方法が採用されることになつたわけでございます。税額の大きい税収につきましても、税額の大い税収が採用されるだけ可なり厳格な制度が採用されるようとしていくわけでございます。

それから四項で「前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼすものではない。」これはただ正確な申告書を出すことについて、幹部に責任を持つて貰いたいという趣旨で設けた制度でありますので、仮にそれがなくても、それがなかつたことについては責任は問われるのですけれども、申告書自体は有効であるという建前を取つていくわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 五百二十二條、五百二十三條御質疑をお願いいたします。

○西郷吉之助君 五百二十三條の四項ですが、「前三項の規定による自署及び押印の有無は、第一項の申告書による申告の効力に影響を及ぼさない」ということになれば、これは書かなかつた場合は、自署及び押印をしなかつた場合はどういふことになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 五百二十四條に、自署、押印がありませぬ場合には、一定の罰則に問われるということ規定しておるわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございませんか。それでは五百二十五條以下について特に違つたところを御説明願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 今西郷さんから御質問がありました。五百二十四條の規定でございます。従いまして自署押印をしなかつたという場合は、規定に違反した場合に入るわけでございます。それからあととしましては又申告納付制度を採用いたしますので、それに関連しまして従前の制度と變つておりますけれども、先日から申上げていく制度と全く同じでございます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは五百二十五條乃至五百五十條、説明を省略いたします。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(奥野誠亮君) それでは第七節、木材引取税、御説明を願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 木材引取税の性格には何ら変更は加えておりません。念のために申上げますと、「木材引取税は、素材の引取に對し、価格を課税標準として、同一の素材について一回に限り、素材生産地の市町村において、当該市町村の條例で定める引取者に課する。2、立木の伐採後当該市町村の條例で定める時までに素材について引取者がない場合においては、立木の伐採をもつて素材の引取と、立木の所有者をもつて素材の引取とみなして、前項の規定を適用する。この場合における木材引取税の課税標準とすべき価格は、立木の所有者が素材の引取者とみなされた時におけるその素材の価格とする。」これは別段變更ございません。ただ五百五十二條の税率に

つきましては、従来は府県が百分の四で市町村が百分の二、併せまして百分の六を超えることはできないというところにしておつたわけでありまして。今回は標準税率の制度に改めましたので、従いまして百分の五と規定いたしましたのでありますが、更にそれを超えて課する場合におきましても、制限税率は従来と同じように百分の六を超えることはできないということにいたしてあるわけでありまして。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問を願います。御質疑はございませんか。それでは五百五十三條以下について違つていくところを御説明願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来木材引取税の徴収の方法につきましては、やはり権力的な賦課処分をいたしますところの課税方法によるか、その外に特別徴収の方法によるか、という建前を取つて来たわけでありまして、今回は特別徴収の方法によらなければならないということにしました。併しながら但書を以ちまして、五百五十一條の二項に書き加えましたように、山の木を伐つてそれを長い間積んで置く。言い換えれば木材の引取者がないわけでございます。そういう場合には伐採者を以つて引取者とみなされて課税されるわけでございますが、こういう場合には申告納税制度を取ることにはいたしたわけでございます。こういうふうな徴収の方法につきましては若干の改正を加えたわけでございます。改正された徴収の方法による手続は先日申上げている方法と全然變りございません。以下そういう程度だけで別段變つたところはございません。

○委員長(岡本愛祐君) 五百五十三條、御質問ございませんか。……五百五十四條乃至五百八十四條、前のものと同じでございますから、省略することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡本愛祐君) それではさよう決定いたします。

次に第八節、広告税、第五百八十五條の説明を求めます。

○政府委員(奥野誠亮君) 広告税の性格も別段變更してないものであります。五百八十五條に規定いたしましたように、広告税は広告に對し、その広告場所在の市町村において、その広告主に課することにいたしてあります。でその中で広告の下に括弧書きしておりますように、新聞、雑誌及び書籍による広告並びに放送法第五十一條による広告を除くということにいたしておりますが、前段の方は従来通りの規定でございます。後段の放送法第五十一條の規定による広告を除くことは新しく附加した規定でございます。同じような性格でありますから、やはり除外の規定を設けるべきであるというふうな考えをたつたわけでございます。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございませんか。……それは次に五百八十六條。

○政府委員(奥野誠亮君) 五百八十六條は、「左に掲げる広告に對しては、広告税は、課することができない。」というところで明かにしたわけでございますが、従来もこういうものに對しては広告税は課してはなかつたわけでありましてけれども、今回規定を詳細にいたしました関係上、非課税の範囲をここに明確にいたしましたわけなのであ

ります。

○委員(岡本愛祐君) 五百八十六條

質を願ひたいとします……ごさいま
せんか。それでは次に移ります。五百
八十七條。

○政府委員(奥野誠亮君) 五百八十七

條は広告税の標準税率を規定したもの
でございますが、広告の内容が種々
雑多に亘つておりますので、厳格に申
上げますと、七号くらいの中に全部を
包括するということは非常に困難だと思
われますので、大体の標準的な税率を
決めただけでございまして、もと
より市町村はそれらの広告によりま
して更に綿密な区分を設けた方が適当
であらうというふうに考えております
し、そういう指導をして参りたいと考
えております。併し現在の広告税の負
担と特別には変つていないというふう
に考えておるわけでございます。

○委員(岡本愛祐君) 五百八十七

條、御質問ございせんか。

○濱田實藏君 銀座あたりでよく広告

塔で放送していますな、ああいうやつ

は課税の対象になるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 法律上は課

税を除外していませんので、課せう
と思つたら課し得るわけでありませ
ん。ただ五百八十七條の標準税率は先程申
上げましたように七項ぐらゐに大まか
に拾ひ上げて書いておりますので、特
にそういうものに対して積極的に課税
させる意思ではここには標準税率を掌
握してございまして、だから課せないか
と言へば、課せうと思へば條例で定め
れば課税できるわけでありませう。

○西郷吉之助君 二号の括弧して、廣

告業を営むものがする広告に限る、と

いうのは、商店が例えばアドバルーン

を上げるのは入らないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 二号の方は

広告料金の百分の十といひまして、
特別徴収の方法による場合に取るべき
税率を掌握しておりますので、自分のと
ころでアドバルーン等を持つておりま
す場合には五号の方において課税すべ
きだと考えております。立看板、照明
等による広告を面積によつて算上げてお
りますが、二号の方は今申上げました
特別徴収方法によるものでありますから
自己の時は料金がございせんか。その
で、料金でなしに面積とか体積とかと
いうことで課税することになると思ひ
ます。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質疑は

ございせんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 五百八十八

條からは徴収の方法を明確にいたしま
した点だけで、それらも従来申上げて
おります内容とは別段変つてはおりま
せん。

○委員(岡本愛祐君) 五百八十八條

乃至六百十八條、省略することに御異

議ございせんか。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税は、

温泉浴場における入湯に對して、その

浴場所在の市町村において入湯客に課

税するといふことにいたしてあるわけ

でございますが、従来の入湯税の性格

と全く同じでございます。

○委員(岡本愛祐君) ついでに六百

十八條……

○政府委員(奥野誠亮君) 従来は税率

の定めがなかつたわけでありませう
けれども、新たに標準税率の規定を置きま
して、入湯客一人について十円という
ことにいたしましたわけでありませう。これ
ももとより温泉浴場の所在によりまし
て大巾に違つて來て差支えないもので
ないかといふふうに思つておりませう。

○堀末治君 入湯客というのは、

○政府委員(奥野誠亮君) 自分の家に

浴場を持つてゐるという場合にまで課

税すべきでございせんか、お客

として入湯してゐるという部分につい

てだけ課税しようという趣旨をここ

に明らかにしてゐるわけでございます。

○堀末治君 例へば別府のような、あ

の市民が土地の湯に入るのはどうなん

ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) この温泉

浴場における入湯を指しておりますの
は、旅館でありますとか、料理店であ
りますとかといふところにおいて客
修的な入湯と言ひますか、そういうも
のを中心としておるのでございませ
う。一般大衆を入湯させるというふう
なものは、もとよりその地方団体の條
例で課税を除外すべきであるといふ
ふうに考へておりますし、現在におい
ても課税していない筈であるといふ
ふうに私記憶いたしております。

○西郷吉之助君 これは非常に税金を

取るのに困難を來たすのじやないかと
思ひますから……非常にこれは取りに
くいと思ひますが、その点はどうで
すか。

にやはりこれにつきましては特別徴収

の義務を負つて行くとか、徴税につ

きまして業者が協力的な態度を採つて
くれないと、かなり困難を來たすだ
らうと思ひます。併し一面今度遊興食
税の課税の方におきまして領收書を
行しなさいやうな義務を課せしめ
るに、若し非協力的な業者があら
まされた場合には、やはり遊興食
税の面に於いて宿泊者等に渡す領收
書を交付しなければならぬという
規定が設けられることになるだろ
うと思ひます。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

湯客教も明かになつて來るのじやない

かといふふうに考へておるわけであ

りまして、結局はやはり何と言ひま
しても業者の協力といふことを余程要
請して参らなければならぬように考へ
ております。

○委員(岡本愛祐君) 外に御質問ご

さいせんか。それでは次に移りまし

て六百二十一條以下で變つたところを

説明願ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(岡本愛祐君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

○委員(奥野誠亮君) 入湯税につ

きましては別段變つたところはござ

いせん。

したのであります。従来規定しておりました特例の方法と全然変りはないとせん。

○委員(岡本愛助君) 七百三十四條、御質問でございますか。それでは次、七百三十五條。

○政府委員(奥野誠亮君) 七百三十五條から七百三十九條まで一緒にやり預いた方が結構なんですが……。

○委員(岡本愛助君) それでは七百三十五條乃至七百三十九條を一括して御説明を求めます。

○政府委員(奥野誠亮君) 従来あります特例等と全く同じでございます。併しながら七百三十六條で特別区税の点に触れておりますが、これにつきましては、東京都と特別区との間に、課税権をどのような形において特別区が持つかという点につきまして、いろいろと意見のある問題でございます。併し差当り地方税法案におきましては、現在通りの制度にいたしております。東京と特別区が別途協議会を設けまして、どうするかということについては現に相談いたしておるわけでありまして、あとは従来の制度と変つたところは全然ございません。

○委員(岡本愛助君) 御質問をお願いします。

○三木治朗君 都の特例についてですが、特別区があるところはこれです。東京都の中に武蔵野市とか、いろいろの市がありますが、それとの関係はどうなりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 特別区を除きました地域につきましては、やはりそれらの市町村が市町村税の関係の規定を適用いたしまして課税いたします。又東京都は道府県に関する規定

を適用して課税いたして参ります。

○三木治朗君 そうしますと三倍を六倍というのは特別区の存するところだけですね。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでございます。

○委員(岡本愛助君) 外に御質問ございせんか。それでは次に移ります。附則、尙附則につきましては修正が参つておりました、昨日も申上げましたが「附則第一項及び第二項を次のように改める。」となつております。

第一項は、「この法律は公布の日からこれを施行する。但しこの法律中に特別の定めがある場合を除く。の外、入場税、遊興飲食税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税及び接客人税については昭和二十五年六月一日から、その他の地方税については昭和二十五年年度分からそれぞれ適用する。」となつております。それを御説明願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方税法案の提出が遅れた関係上、当初予定しておりました形において施行することが困難になつたわけでありまして、そういたしますと現に毎日々々課税して行かなければなりません。遊興飲食税でありますとか、入場税でありますとか、こういうふうな部分につきましては、やはり切換の時期を多少ずらさなければならぬのであります。従いましてそういうふうな臨時税でありますとか、月税でありますとか、こういうふうなものでは六月一日から切換をして行きたい。併しながら年分を税額として計算いたして行きますような税種につきましては、これはやはり施行は公布の日からいたしますが、適用は

四月一日から年分ではやはり計算いたして行きたい、こういうふうに考えております。そういう意味でこの修正案が提出されておるわけでありまして、ただそのうちの納期でありますとか、或いは申告書の提出期限でありますとか、或いは報告の期限でありますとか、そういうようなものがいろいろ入つておりますので、こういうものにつきまして二十五年年度限りの特例を定めなければなりませんので、そういうものは地方財政委員会規則で行えるように三項の規定を設けておるわけでありまして、

○委員(岡本愛助君) 御質問ございせんか。それでは次、第二項も修正がございまして、これを申上げます。「昭和二十四年度以前の地方税(入場税並びに鉱産税、電気ガス税、木材引取税、遊興飲食税、入湯税及びこれらに附加税並びに酒税、広告税、接客人税及び使用人税にあつては、昭和二十五年五月三十一日以前)については、この法律中に特別の定めがある場合を除く。外、従前の例による。」この御説明を願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 税法が改正されますと、それ以前に用いられておりました法律を廃止してしまふわけでありまして、併しながらまだ課税課税になつておる部分もあつたので、そのうち部分につきましては、やはり従来の法律を維持して置かなければならぬのであります。そういう意味におきまして昭和二十四年度以前の地方税については尙従前の例によるということにいたしておるのであります。今申上げましたような臨時税のものは四月と五月におきましても尙現行税法、新しい法律ができますと旧税法という

ことになるわけでございますが、それで課税することになりますので、従いましてこれらの税におきましては昭和二十五年五月三十一日以前の分につきましては、尙従前の例によるということとを特に規定して置く必要があつたわけでありまして、

○委員(岡本愛助君) それから「附則第三項を第四項とし、以下順次一ずつ繰下げ第二項の次に第三項として次の一項を加える。」とありまして、新たに第三項が次のように規定してあります。「昭和二十五年年度の地方税に限り、地方財政委員会は、この法律の規定に基いてすべき納付若しくは納入又は申告、届出若しくは書類の提出の期限が昭和二十五年四月一日から同年六月三十日までの間に係るものについては、地方財政委員会規則で特別の定めをすることが出来る。」右の説明を願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 先程間違つて御説明してしまつたのであります。四月から六月三十日までの間に届出をしなかつたり、或いは納税してしまわなかつたりする分は、法律がまだ施行になつておりませんので、どうしても時期をずらさなければならぬわけでありまして、そういう部分は地方財政委員会規則で決めるようにして行きたいと申しますのは、公布の時期等の関係もございまして、やはり地方財政委員会規則等で弾力のある見当をつけ参つた方がよろしいというふうに考えておるわけでございます。

○委員(岡本愛助君) 御質問ございせんか。それでは原案の三項以下八項までの説明をお願いします。

○政府委員(奥野誠亮君) 三項は罰則

の適用又は準用につきましては、従前のものにつきまして新法を適用することとは適當ではございませんので、従前の例による旨を明かにしたわけでございます。

第四項は企業再建整備法の一部を改正いたしまして、企業再建整備法の適用を受けておる法人につきましては、定款の事業年度によりませんで、再建整備を終るまでの期間を以て事業年度とされておるわけでございますが、併しながら附加価値税に關しましてはやはり従来の定款の規定による事業年度で計算をして行くという制度でやりたいと考えますので、法人税法と同じように、その部分を改正いたしまして、取扱を同一に行きたいという考でございます。

五項は郵便貯金法のうちで不動産取得税を免除する規定があつたわけでありまして、併せてこの規定も削除いたしましたわけでございます。

六項と七項は、日本専売公社法と日本国有鉄道法とに地方税を課することのできない旨の規定を置いておつたわけでございます。併し同様の規定を地方税法の各税目のうちに規定しておりますので、同じ性質の規定が個々の法律に別個に掲げられておりますと、解釈上混淆を來す場合もあるわけでありまして、そういうふうなものは整理すべきであると考えたわけでございます。

八項は、国際観光ホテル整備法のうちで、地方税法の條文を準用いたしておりますが、今回その適用條文が變りましたので、この法案に基く條項に改正をしたわけでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 三項は罰則

の適用又は準用につきましては、従前のものにつきまして新法を適用することとは適當ではございませんので、従前の例による旨を明かにしたわけでございます。

第四項は企業再建整備法の一部を改正いたしまして、企業再建整備法の適用を受けておる法人につきましては、定款の事業年度によりませんで、再建整備を終るまでの期間を以て事業年度とされておるわけでございますが、併しながら附加価値税に關しましてはやはり従来の定款の規定による事業年度で計算をして行くという制度でやりたいと考えますので、法人税法と同じように、その部分を改正いたしまして、取扱を同一に行きたいという考でございます。

五項は郵便貯金法のうちで不動産取得税を免除する規定があつたわけでありまして、併せてこの規定も削除いたしましたわけでございます。

六項と七項は、日本専売公社法と日本国有鉄道法とに地方税を課することのできない旨の規定を置いておつたわけでございます。併し同様の規定を地方税法の各税目のうちに規定しておりますので、同じ性質の規定が個々の法律に別個に掲げられておりますと、解釈上混淆を來す場合もあるわけでありまして、そういうふうなものは整理すべきであると考えたわけでございます。

八項は、国際観光ホテル整備法のうちで、地方税法の條文を準用いたしておりますが、今回その適用條文が變りましたので、この法案に基く條項に改正をしたわけでございます。

○政府委員(奥野誠亮君) 三項は罰則

○委員長(岡本愛祐君) 附則について御質問ございませんか。それでは附則は終つたものといたします。

尙附加価値税、住民税及び固定資産税の説明が残つておりますが、これは今日はいたしませんで、明日お聞きしたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 尙政府の方から誠に恐縮であります。昨日提案されました、本日本委員会に付託になりました地方財政平衡交付金法案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ということでございますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それではさういうことにいたします。小野政務次官からお願ひいたします。

○政府委員(小野哲君) 只今議題となりました地方財政平衡交付金法案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

地方公共団体の自主性を徹底し、地方自治の活潑な運営を期待しつつ、積極的にその発展を図りますことは、国政民主化の基礎を培ふ必然の要請であります。これがために一面地方自治制度自体の整備を行いますと共に、他面これに即応した地方税財政制度を樹立いたしますことの緊要なるは論を俟たないところであります。而して地方税財政制度確立の基本方針といたしましては、

第一に、地方団体に對し、豊富潤沢なる財源を與へることであり、第二に、地方収入の根幹でありますところの地方税につきまして、その税制を十分自主的、且つ自律的ならしめることであり、第三に、すべての地方団体を

通じまして、少くとも、合理的且つ適當な自治活動を行うだけの財源は、これを保障しなければならぬということにあると存するのであります。

経済社会の進展に伴う経済力の都市集中と、人文の発達に伴う地方団体の行政活動分野の拡張とは、近時一般の趨勢でありまして、その結果強力な財政力を持ち、軽少な地方税の負担の下に豊富多彩な自治活動の可能な地方団体を生じます反面、貧弱な財政力の下に住民に過重な税負担を課しながら、最少限の行政施設すらも営み得ない地方団体の現に至りますことは、この間の趨勢に伴う必然の現象であります。

このためが國におきましては、富裕団体と貧弱団体との間の財政力を均衡化し、以て全地方団体の財政の基礎の確立を図るため、昭和十五年の中央地方を通ずる税制の改革に際し、夙に恒久の制度として、地方配付税制度を創設し、爾來今日に至るまで、常に地方団体間の財源調整の手段として、はた又地方団体に對する財源附與の手段として、不十分ながらよくその機能を發揮し、地方自治の向上発展に資するところ顯著なものがあつたのであります。

而して地方配付税制度は、その財源の一半を地方団体の課税力の強弱に逆比例的に、他の一半を地方団体の財源需要の多寡に正比例的に配分しつつ、課税力が一定の限度を超える地方団体にこれを交付しないこととして参つたのであります。元來、地方財政の調整と、地方団体の自主性の確保とは両立し難い性格を持つものであります。地方配付税制度の運用に當りましては、地方団体の自主性の確保を重点的に考へて参りましたため、地方配

付税の配分方法も可及的にこれを簡素にし、地方配付税の配分のため必要とする各地方団体の課税力や財政需要の測定に當つてもひたすらこれが当該地方団体の財政運営の自主性を制約しないよう留意して参つた次第であります。これがため反面各地方団体間の財源調整は不徹底ならざるを得ない欠陥もまた有して居つたのであります。而してここに又、國庫が個々の経費について或いは一定額を負担し、或いは一定額を補助するという理由も見出されて、大小教百種類に及ぶ補助金、負担金の生れて来たゆゑんがあるものであり、これがしばしば地方団体の行政に無用な干渉を加へる動因となつて参つたのであります。併しなほ地方団体の事務を行はせる以上は、地方団体の創意工夫を盡さざるをこゝろ選ぶべきであり、これを妨げる干渉の途は強く排除するよう努力されなければなりません。而して眞に地方団体を強力ならしめ地方自治運営を活潑ならしめて参りますためにはすべて公共的な事務事業は、單に一方の利害に止まるものののみならず、全国的利害に連りま

すものも亦原則としてすべてこれを地方団体の実施に委ね、而も、その負担とその責任の下に執行せしめて行くことこそ必要であります。これがためには干渉の動因は排除しつつもすべての地方団体の通過してこれらの事務事業を実施して行くための必要、且つ、最少限度の財源は完全に確保して行けるだけの財政制度を打立てる必要が生じて来るのであります。

よつて政府におきましては、地方自治の確立を企図するシャウブ使節團の勸告の趣旨に鑑み、且つは、今般地方

税財政制度の根本的改革を試みる機会に際し、個々の多様な補助金、負担金を通じて行つた自治干渉乃至中央支配の途は敢然これを排除し、地方団体が自主的にその財源を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を尊重しつつ、従来の財政均衡化の方式に劃期的な変更を加へるとともに、課税力及び財政需要の測定方法を精緻周密ならしめることにより、総合的な地方財政調査の徹底を期し、別途行います地方税制の改革と相俟つて、すべての地方団体に対し、眞に地方自治の本旨の実現に資するに相応しい財源を供與することによつて、地方行政の計画的な運営を保障し、以て地方団体の独立性を強化することを目的として、現行地方配付税制度を廢止し、新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとしたのであります。これが本法律案を提出した理由であります。

以下法律案の内容の概略について申し上げますと、先づ第一に、この交付金制度の地方財政均衡化の方式であります。これは、一定の方法によつて、各地方団体ごとに測定した財政需要額と、財政収入額とを比較し、財政需要額が、財政収入額を超える額を補填するといふ方式によつてあります。この方式を採りますならば、各地方団体の財政需要額と財政収入額とが、的確に捕捉される限り、財政均衡化の趣旨は殆んど完璧に達成せられると存するのであります。

第二に、毎年度交付すべき交付金の総額は、一定の方法により測定しました当該年度における財政需要額が、財政収入額を超えると認められる地方団体の、その超過額の見込額の合算額を

基礎として定めることとしたし、その算定は、地方団体並びに國の關係行政機関に必要な資料の提出を求め、これを参考として地方財政委員会が行ふこととしたしております。

地方財政委員会がその総額を算定いたしますと、これを國の予算に計上するよう内閣に勧告し、内閣において、これを變更して國の予算に計上しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を求めなければならぬこととしたして居ります。而して、内閣がこの総額又はその算定の根拠を變更した場合におきましては、委員会が勧告した交付金の総額の算定の根拠等を予算に附記することとしたし、委員会が内閣とその意見を異にする場合において、その意見を直接國會に對し提出する機会を保障してゐるのであります。

第三に、交付金は、その総額を各地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額に按分して算定いたします。基準財政需要額と申しますのは、地方団体がその目的を達成いたしますために、合理的且つ妥當な水準において地方行政を行う場合に要する経費の中、補助金、負担金、手数料等の特定の収入を財源とする部分を除いたものの所要額をいふのであります。その算定は、地方行政を相當数の種類に分類し、それぞれの行政に要する経費を測定するために定めた測定單位の數値を單位當りの費用に乘じて行ふこととしたしております。この場合測定單位の數値は、実數をそのまま用いないで、これを一層的確に財政需要の測定ができるようにいたしますために、人口密度、寒冷積雪度等一定の

基礎として定めることとしたし、その算定は、地方団体並びに國の關係行政機関に必要な資料の提出を求め、これを参考として地方財政委員会が行ふこととしたしております。

事由を参酌してこれを補正したものを
用い、又單位當り費用は、道府県又は
市町村ごとに、委員会がその実態につ
き調査し、一定の標準的條件を備えた
地方団体が合理的且つ妥當な水準にお
いて地方行政を行う場合におきます
各測定單位當りの費用を基礎として定
めることといたしております。

基準財政収入額は、各地方団体間の
徴税状況により交付金交付の公正を失
することのないようにするため、当該
団体の法定普通税の収入見込額を一定
の基準税率により客観的に捕捉したも
のをを用いるとともに、その基準税率
は、地方財政に弾力性を残し、かたが
た地方団体の徴税意欲の減退を防止す
るため、地方税法に定める標準税率の
百分の七十に相当する率を用いること
といたしております。

而してこの交付金の算定は、主とし
て按分の方法によりますため、一定期
日の現在における地方団体について算
定する必要があるもので、これを毎
年度四月一日とし、その期日後地方団
体の廃置分合、境界変更がありました
場合には、交付金の決定額につきそれ
ぞれ必要な変更の措置を講ずること
といたしております。

次に地方財政平衡化の徹底を期しま
すためには、各地方団体の課税力及び
財政需要の捕捉の完璧を期することの
肝要なるは論を俟たないところであり
ます。而して現在の課税力、就中財政
需要に関する研究の段階においては一
般的方法により千態万様の個々の地
方団体につき、すべてこれを的確に捕
捉いたしますことは、遺憾ながら至難
の現状にありますので、この欠陥を補
う趣旨におきまして、昭和二十五年

及び昭和二十六年の暫定措置として
交付金総額の十分の一に相当する額を
その総額とする特別交付金を設けるこ
ととしたのであります。特別交付金は
一般の測定方法によつては捕捉し難い
特別の財政需要があること、交付金の
額の算定期日後に生じた災害等のため
特別の財政需要があること、その他特
別の事情があることに因り、交付金の
額が財政需要に比し過少であると認め
られる地方団体に対して、この事情を
考慮して交付されるのであります。

尚交付金は年四回に分け、特別交付
金は年一回に交付することといたして
おります。
以上が交付金の総額の決定並びに交
付方法の概略であります。交付金は、
地方財政の均衡化上必要欠くべからざ
る制度であることといたして、尚固
が一定の基準に基き、地方団体に交付
するものでありますため、その性質上
収入の自主性において欠くところ
あり、又その運営の如何によつては、
地方自治の中央集権的傾向を誘致す
る虞れなしとしないのであります。こ
のため、この制度と地方自治との調和
を図る趣旨におきまして、第一に、そ
の総額は、地方財政の均衡化の機能を
果たすに、必要限度とするともに、
その運営は、内閣に対して充分その独
立性を保持し、且つ地方団体の利益を
容易に反映することのできる構成を採
りますことと、この地方財政委員会を以
て行はしめ、又その交付方法は、これに
関する主要な規定は、すべて法律を以
て定め、細目の規定と雖も、可及的に委
員会規則において定めることといたし
まして、これを公示して、周知徹底を
図り、中央政府による地方自治の干渉

支配の余地を極力排除することといた
してあります。

第二に、国は、地方自治の本旨を尊
重し、交付金の交付に當り或いは條件
を附し、或いは、使途を制限するがこ
ととすることは、一切これを行はないこ
とを以てこの制度運営の基本方針の一
といたしてあります。従ひまして、地方
行政の種類ごとに財政需要は測定いた
しますが、これは原則として、平衡交
付金交付額算定のための便法に過ぎな
いのであります。これによりまして
直ちに各地方団体の歳出計画に一定の
枠を嵌めるものではありません。

交付金の使途は、地方団体の自由
に委ね、交付金もまた一般財源の一つ
として、これを縦横に駆使しながら、地
方団体はその実情に最も適合した行政
の総合的運営に遺憾なきを期すべき
ものと存するのであります。

第三に、交付金の額の算定の基礎に
つき不服がある場合には、審査の請求
を、又、交付金を減額し若しくは返還
せしめられる場合には、異議の申立を
認め、以て地方団体の利益の保護を図
ることといたしますとともに、委員会
がその権限を行使する場合に必要があ
ると認めるときは、関係地方団体に
いて聴聞することができるとし、
又、委員会が行いました交付金の額の
決定、又は減額返還等の処分につい
て、関係地方団体が十分な証拠を添え
て、その決定又は処分が公平又は公正
を欠くものがある旨を申出たときは、
公開による聴聞を行はなければなら
ないこととし、聴聞の結果、その申出に
正当な事由があると認めるときは、そ
の決定又は処分と取消又は変更しな
ければならないことといたしまして交付

金制度運営の衡平と公正を期すること
に十分な配慮をいたしておる次第であ
ります。

尚、本制度は、従来の均衡化方式に
劃期的な改変を加えたものであります
ために、その十全な成果を収めますた
めには、今後とも地方経費及び収入の
測定方法につき、更に研究を加え、交
付金の計算が、ますます客観的な基礎
におかれるように今後一層努力を継続
して参りたい所存であります。

最後に、地方財政平衡交付金制度の
創設に伴い、地方財政法の一部に必要
な改正を行うことといたしてありま
す。

以上本法律案の提案の理由及びその
内容の概要につき説明いたしました。
何とぞ慎重御審議の上、速かに可決
せられんことをお願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは今日
は提案理由の説明を聴くだけにいたし
まして、これで散会をいたします。
午後四時四十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川末次郎君
堀 末治君
竹中 七郎君
三木 治朗君
黒川 武雄君
山田 佐一君
岩本 哲夫君
林屋龜次郎君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
濱田 寅藏君

委員 國務大臣 本多 市郎君

國務大臣 本多 市郎君

政府委員 小野 哲君
地方自治行政次官 荻田 保君
地方自治厅长 奥野 誠亮君
總理府事務官
(地方自治厅 財政課長)

四月二十五日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。
地方財政平衡交付金法案

地方財政平衡交付金法案
(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方団体が自
主的にその財産を管理し、事務を
処理し、及び行政を執行する権能
をそこなねず、その財源の均衡
化を図り、及び地方財政平衡交付
金の交付の基準の設定を通じて地
方行政の計画的な運営を保障する
ことによつて、地方自治の本旨の
実現に資するために、地方団体に
対し適当な財源を供與し、もつて
その独立性を強化することを目的
とする。

(用語の意義)
第二條 この法律において、左の各
号に掲げる用語の意義は、当該各
号に定めるところによる。
一 地方財政平衡交付金 地方団
体がひとしくその行うべき事務
を充分に遂行することができ
るようするために国が地方団
体に交付する交付金をいう。
二 地方団体 都道府県、特別市
及び市町村をいう。
三 地方行政 地方団体の行政
(地方団体がその経費を負担す

る当該地方団体の機関が行う行政を含む。）をいう。

四 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一條の規定により算定した額をいう。

五 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十五條の規定により算定した額をいう。

六 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、且つ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の交付金の総額を算定し、及び配分するために用いるものをいう。

七 単位費用 交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の総額を決定するために、測定単位の数値に乘すべき地方行政の単位当りの費用をいう。

（運営の基本）

第三條 国は、毎年度各地方団体が提出する資料に基づき、すべての地方団体について、この法律に定めるところにより、財政需要額と財政収入額とを測定し、財政需要額が財政収入額をこえる場合における当該超過額を補てんするために必要且つ充分な額を、地方財政平衡交付金（以下「交付金」という。）として、国の予算に計上しなければならない。

2 国は、その予算が成立した後、当該年度の中途において、地方団体の負担となるような測定単位の数値の増加を直接生じさせる

措置は、とらないようにするものとする。

3 地方財政委員会（以下「委員会」という。）は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、国の予算に計上された交付金の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に對し、衡平にその超過額を補てんすることができるよう配分しなければならない。

4 国は、交付金の交付に當つては、地方自治の本旨を尊重し、條件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

（委員会の権限と責任）

第四條 委員会は、この法律を実施するため、左に掲げる権限と責任とを有する。

一 毎年度分として交付すべき交付金の総額を見積ること。

二 各地方団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 第十條又は第十九條に規定する場合において、各地方団体に對する交付金の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 第十八條に定める地方団体の審査の請求を受理し、これに對する決定をすること。

五 第十九條第四項に定める異議の申立を受理し、これに對する決定をすること。

六 第二十條に定める聴聞を行うこと。

七 交付金の総額の見積及び各地方団体に交付すべき交付金の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付金制度の運用について改善を図ること。

九 この法律を実施するために必要な地方財政委員会規則（以下「規則」という。）を制定すること。

十 前各号に定めるものの外、この法律に定める事項

（交付金の算定に関する資料）

第五條 都道府県知事及び特別市の市長は、規則で定めるところにより、当該都道府県又は特別市の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を委員会に提出しなければならない。

2 市町村長は、規則で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料その他必要な資料を都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、意見をつけて委員会に送付しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の場合において市町村長が提出した資料に修正を加えるべき旨の意見をつけたときは、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。この場合においては、不服がある市町村長は、その意見を委員会に申し出ることができる。

5 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある

国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項及び第二十四條の行政機関をいう。以下同じ。）は、委員会が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、委員会の要求に係る交付金の総額の算定又は配分に関し必要な資料を委員会に提出しなければならない。

（交付金の総額の算定）

第六條 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額をこえると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。

2 委員会は、第五條の規定により提出され、又は送附された資料を参考として、翌年度における交付金の総額を算定し、これを国の予算に計上するように内閣に勧告しなければならない。この場合において、委員会は、第七條に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額を変更して国の予算に計上しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を求めなければならない。

4 内閣は、委員会が勧告した交付金の総額又はその算定の基礎を変更した場合においては、委員会が勧告した交付金の総額の算定の基礎、内閣が決定した交付金の総額に係る歳出予算の基礎及びこれらの基礎の比較について、その詳細を歳入歳出予算に附記しなければならない。

ならない。この場合において、委員会が地方行政委員会設置法（昭和二十五年法律第 号）第十三條の規定により申し出る意見の中には、委員会が勧告した交付金の総額と内閣が決定した交付金の総額との差額を調整するための国の予算について加えるべき必要な修正についての意見を含まなければならない。

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第七條 委員会は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に關する書類を作成し、これを内閣及び内閣を通じて国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 各税目ごとの課税標準額、税率、測定見込額及び徴収見込額

ロ 使用料及び手数料

ハ 起債額

ニ 国庫支出金

ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 歳出費目ごとの経費

ロ 国庫支出金に基く経費の総額

ハ 地方債の利子及び元金償還金

三 交付金の総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 非奨励補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第九

九

号)第十六條の補助金以外の補助金をいう。以下同じ。)、非奨励的補助金に伴う地方負担額及び非奨励的補助金に基く経費の総額

行政の種類ごとの測定單位の教値の総額(第十三條の規定により補正したものを含む。)、單位費用、基準財政需要額、基準財政収入額及び必要とする交付金の総額

第八條 各地方団体に対する交付金の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

(交付金の額の算定期日)
(廢置分合又は境界変更の場合の交付金の措置)

第九條 前條の期日後において、地方団体の廢置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。

一 廢置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廢置分合の期日後は、当該廢置分合前の地方団体に対して交付すべきであつた交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。

二 廢置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廢置分合又は境界変更の期日後は、当該廢置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額は、規則で

定めるところにより、廢置分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對し交付すべきであつた交付金の額にあん分し、当該あん分した額を廢置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

交付すべき交付金の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなればならない。但し交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、八月三十一日以後において、交付金の額を決定し、又は既に決定した交付金の額を変更することができろ。

第四 委員会は、前項の規定により交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならぬ。

(基準財政需要額の算定方法)
第十一條 基準財政需要額は、測定單位の教値を第十三條の規定により補正し、これを当該測定單位ごとの單位費用に乘じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

(測定單位)
第十二條 地方行政に要する経費の測定單位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとする。

地方団体の種類		経費の種類	測定單位
一 土木費	1	道路費	道路の面積
	2	橋りよう費	橋りよの面積
	3	河川費	河川の延長
	4	港湾費	港湾における船舶の出入、とん数
	5	その他の土木費	人口及び面積
二 教育費	1	小学校費	小学校の児童数、学級数及び学校数
	2	中学校費	中学校の生徒数、学級数及び学校数
	3	高等学校費	高等学校の生徒数

道府県		市町村	
道府県	4	その他の教育費	人口
	3	厚生労働費	人口及び児童福祉施設入所者数
	2	社会福祉費	人口及び食品関係営業業者数
	1	衛生費	工場事業場数及び工場事業場労働者数
	3	労働費	人口
	4	産業経済費	耕地の面積及び農業(畜産業を含む)の従業者数
	1	農業行政費(畜産業に係るものを含む)	民有林野の面積及び林産業の従業者数
市町村	2	林野行政費	水産業の従業者数
	3	水産行政費	商工業の従業者数
	4	商工行政費	戦争に因る被災地の面積
	5	戦災復興費	道府県税の税額及び納税義務者数
	6	その他の行政費	人口
	1	徴税費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金
	2	その他の諸費	人口
市町村	7	公債費	人口
	1	警察消防費	警察吏員数
	2	消防費	家屋の床面積
	1	土木費	道路の面積
	2	橋りよう費	橋りよの面積
	3	港湾費	港湾における船舶の出入、とん数
	4	都市計画費	都市計画区域における人口
市町村	5	その他の土木費	人口及び面積
	3	教育費	人口
	1	小学校費	小学校の児童数、学級数及び学校数
	2	中学校費	中学校の生徒数、学級数及び学校数
	3	高等学校費	高等学校の生徒数
	4	その他の教育費	人口
	1	厚生労働費	人口及び児童福祉施設入所者数
市町村	2	社会福祉費	人口及び食品関係営業業者数
	3	衛生費	工場事業場数及び工場事業場労働者数
	4	労働費	人口
	5	産業経済費	耕地の面積及び農業(畜産業を含む)の従業者数
	6	戦災復興費	道府県税の税額及び納税義務者数
	7	その他の行政費	人口
	1	徴税費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金

1 徴税費	市町村税の税額及び納税義務者数
2 戸籍事務費	本籍人口
3 その他の諸費	人口
八 公債費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の 財源に充てた地方債の元利償還金

2 前項の測定単位の数値の算定方法については、規則で定める。
(測定単位の数値の補正)

第十三條 前條の測定単位の数値は、道府県又は市町村ごとに、左の各号に掲げる事項を基礎として当該測定単位につき、規則で定める補正係数を、これに乘じて補正するものとする。

一 人口、小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度

三 測定単位の数値の所属する市町村の規模

四 寒冷度及び積雪度

五 面積、河川の延長その他測定単位の基礎をなすものの種別
(単位費用)

第十四條 第十一條の単位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的條件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合における各測定単位の単位当りの費用を基礎として、

この法律で定める。

2 前項の単位当りの費用は、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定するものとする。

(基準財政収入額の算定方法)

第十五條 基準財政収入額は、規則で定める方法により、基準税率をもつて算定した当該地方団体の普通税(法定外普通税を除く。)の収入見込額とする。

2 前項の基準税率は、地方税法(昭和二十五年法律第 号)第一條第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めない地方税については、地方税法に定める税率とする。)の百分の七十に相当する率とする。

(交付時期)

第十六條 交付金は、毎年度、地方団体の種類ごとに、左の表の中欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。

道府県	地方団体の種類	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
		五月及び七月	前年度の当該道府県に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
			当該年度において交付すべき当該道府県に

市町村	十一月及び一月	五月及び八月	十二月及び二月
	対する交付金の額から五月及び七月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額	前年度の当該市町村に対する交付金の額に当該年度の交付金の総額の前年度の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額	当該年度において交付すべき当該市町村に對する交付金の額から五月及び八月に交付した交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付金の総額に変更があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付金の総額の変更に程度、前年度の交付金の額等を参し、よくして、規則で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき交付金の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付金の額の算定方法は、第九條の規定に準じ、規則で定める。

(市町村交付金の算定及び交付に關する都道府県知事の義務)

第十七條 都道府県知事は、規則で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に對し、交付すべき交付金の額の算定及び交付に關する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つていようように努めなければならない。

(交付金の額に關する審査の請求)

第十八條 地方団体は、第十條第四項の規定により交付金の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付金の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、委員会に對し審査の請求をすることができる。

(交付金の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九條 委員会は、第十條第四項の規定により交付金の額を通知した後において、又は前條第一項の規定による審査の請求を受けた際に、交付金の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。

2 地方団体がその提出に係る交付金の算定に用いる資料につき作偽を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付金の交付を受けた場合においては、委員会は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超過する部分についてはこれを減額し、又は返還させなければならない。

3 委員会は、前二項の措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し文書をもつて示さなければならない。この場合においては、前項の規定に該当する地方団体は、委員会が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

4 地方団体は、第一項及び第二項の場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、委員会に對し異議の申立をするこ

とができる。

5 委員会は、前項の異議の申立を受けた場合においては、その申立を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。

(交付金の額の減額等の聴聞)

第二十條 委員会は、第十條第三項及び第四項並びに前二條に規定する措置をとる場合において必要があるとき、関係地方団体について聴聞をすることができ

2 委員会は、第十條第三項、第十八條第二項並びに前條第一項及び第四項の決定又は処分について関係地方団体が充分な証拠を添えて、平衡又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 委員会は、前項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除く外、聴聞の手続その他聴聞に關し必要な事項は、規則で定める。

(都等の特例)

第二十一條 都は、道府県に対する交付金の交付に關しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。

2 特別市は、道府県に對する交付金の交付に關しては、道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、市町村とみなす。

3 この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度に限り、交付金の総額のうちの十分の一に相当する額は、特別交付金とする。

3 昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度に限り、第十六條第一項の表の道府県の項中「五月及び七月」とあるのは「四月及び六月」と、

「十一月及び一月」とあるのは「九月及び十一月」と読み替え、同表の市町村の項中「五月及び八月」とあるのは「四月及び七月」と、

「十一月及び二月」とあるのは「十月及び十二月」と読み替え、同表の交付時期ごとに交付すべき額の欄中「交付金の額」とあるのは「交付金の額(特別交付金の額を除く。）」と読み替えるものとする。

4 特別交付金は、第十二條の測定單位によつては捕そくし難い特別の財政需要があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。)等のため特別の財政需要があることその他特別の事情があることに因り、交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に對して、当該事情を考慮して交付する。

4 地方団体は、規則で定めるところにより、特別交付金の算定に關し必要な資料を委員会に提出しなければならない。

ければならない。第五條第二項から第四項までの規定は、この場合に準用する。

6 委員会は、特別交付金の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知するとともに、二月中に交付しなければならない。第十八條の規定は、この場合に準用する。

7 昭和二十五年年度に限り、第十三條第一項中「この法律」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

8 昭和二十五年年度に限り、道府県に對し四月及び六月に交付すべき交付金の額並びに市町村に對し四月及び七月に交付すべき交付金の額は、第十六條第一項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、昭和二十四年度における地方配付税の額等を考慮して定める。

9 第十二條第一項に掲げる経費のうち厚生労働費に係る測定單位は、昭和二十五年年度に限り、これらの経費に係る国の補助金又は負担金との関係上特に必要がある場合においては、規則で定めるところにより、同項に規定する測定單位以外の測定單位を用い、又は当該測定單位と同項に規定する測定單位とをあわせ用いることができる。

10 地方配付税法(昭和二十三年法律第百十一号)及び地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)は、廃止する。

11 昭和二十二年分以前の地方分與税及び昭和二十三年分の地方配付税については、なお、従前の

例による。

12 地方配付税配付金特別会計の昭和二十四年度分の歳入歳出の出納及び決算については、なお、従前の例による。

13 地方配付税配付金特別会計の昭和二十四年度の決算上の剰余金、同会計廃止の際における同会計の積立金その他の権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

14 地方配付税法の一部を次のように改正する。

第二十六條中「地方配付税」を

「地方財政平衡交付金」に改める。
15 地方配付税法第九條から第十一條まで、第十四條、第十五條、第三十四條及び第三十五條の規定は、昭和二十五年年度に限り、適用しない。

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、ホテル事業の地方税減免に關する請願(第二〇九一号)

一、私鉄に對する地方税撤廃の請願(第二一〇四号)

一、牛乳生産に對する附加価値税免除の請願(第二一〇五号)

一、電気、ガス、熱、蒸気、熱水に對する電

氣ガス税免除の請願(第二一二六号)

一、旅館の地方税減免に關する請願(第二一三〇号)

一、ホテル事業の地方税減免に關する請願(第二一三一号)

一、地方税法改正案反對に關する請願(第二一四〇号)

一、戦争犠牲者遺族中未亡人および老人家庭に對する地方税減免の陳

情(第四二五号)

一、改正地方税法早期決定に關する陳情(第四三二号)
一、災害復旧費償還金全額国庫補助に關する陳情(第四三四号)

第二〇九一号 昭和二十五年四月十四日受理

ホテル事業の地方税減免に關する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内
一ノ一日本交通交社内
社団法人日本ホテル協
会長 犬丸徹三

紹介議員 高田 寛君
わが国におけるホテル事業は、経済再建のために極めて重要な使命をもつて

いるが、國際的水準を維持するためには、巨額な固定資産が必要である。また無形の商品であるサービスの提供を主とする特殊事業であるため、人件費が極めて大きい等他の事業とちがひしく異つてゐるから、ホテル事業の発達を圖るため、本事業に對する地方税を減免せられたいとの請願。

第二一〇四号 昭和二十五年四月十四日受理
私鉄に對する地方税撤廃の請願
請願者 東京都港区高輪南町三
〇日本私鉄労働組合総
連合会内 藤田藤太郎

紹介議員 木下 源吾君
従来私鉄は、公益事業として政府の統制監督下に置かれる反面、国鉄にない多額の地方課税を負わされてきたが、さらに先般の電氣料金の値上げにより動力費が従来二倍から三倍に値上げされたため、私鉄の大部分は経営難に陥つてゐる現状であるから、これが打開策として私鉄企業に對する地方課税

を国鉄同様に撤廃せられたいとの請願

第二一〇五号 昭和二十五年四月十四日受理
牛乳生産に対する附加価値税免除の請願

請願者 東京都港区芝田町一ノ一二全国飲用牛乳協会
内 国生義夫
紹介議員 帆足 計君

シャウプ勧告により農業は課税対象とならない建前になつてゐるが、酪農に對しては、畜産税との間に解釈の明瞭を欠くものがあるようである。しかし牛乳の生産は国民の保健上ばかりでなくその他幾多の重要な意義があるから、牛乳の生産が副業であつてもあるいは専業であつても、附加価値税の課税対象より除外せられたいとの請願。

第二一二六号 昭和二十五年四月十八日受理

電気ちゅう鉄用電気に対する電気ガス税免除の請願

請願者 東京都中央区日本橋室町一ノ七 三越七階機械工業連盟内 佐藤武三郎
紹介議員 小林 英三君

電気ちゅう鉄は、機械工業における輸出の花形である機械機械、自動車、陸用内燃機関等の製造に欠くことのできないものである。しかしてこの度の地方税法の改正案によると、従来非課税であつた電気ちゅう鉄用電気に電気ガス税が課せられることになつてゐるが、経済九原則の実施、ドッジラインの強行、シャウプ税制の改革等によつて機械工業は益々経営難に陥つてゐる際従来免税されてゐた電気ちゅう鉄に

要する電気が課税対象となると關係企業は死地に追いこまれることになるから、電気ちゅう鉄用電気を従来通り免除の対象品中に加えられるよう地方税法を修正されたいとの請願。

第二一二三〇号 昭和二十五年四月十八日受理

旅館の地方税減免に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本交通公社内 全国旅館組合連合会内 浜田次郎
紹介議員 木内 四郎君

旅館は不特定多数の旅客に家庭の延長としての生活基地を提供し、多分に公共的の性格をもつ施設と經營を必要とするものであるで、衛生その他の施設に巨額の費用を要し、業務も公共的に經營されねばならずその經營は困難であるから、旅館に対する地方税を減免せられたいとの請願。

第二一二三二一号 昭和二十五年四月十八日受理

ホテル事業の地方税減免に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一日本交通公社内 国際観光旅館連盟内 木暮武太夫
紹介議員 木内 四郎君

わが国における国際観光旅館業は観光事業の重要部分であり、経済再建のため極めて重要な使命を持つており、国際的水準に達するためにその施設の完備と拡大のため巨額な固定資産が必要であり、また、無形の商品であるサービスの提供を主とする特殊事業であるため他事業と異つて経費が極めて大き

め、国際観光旅館に対する地方税を減免せられたいとの請願。

第二一二四〇号 昭和二十五年四月十八日受理

地方税法改正案反対に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町二日劇内映画演劇労働組合協議会内 宇陀正賀
紹介議員 岡本 愛祐君

去る三月に行われた入場税の軽減は、文化保護政策上喫緊の措置として実施されたものであるが、今回の地方税法改正案による附加価値税、入場税等は却つて従前よりも課税率が高く、映画、演劇界等に大きな打撃を與えるものであるから、本法案に反対するとの請願

第四二五号 昭和二十五年四月十五日受理

戦争犠牲者遺族中未亡人および老人家庭に対する地方税減免の陳情

陳情者 千葉市本町三ノ五 千葉市遺族連合会内 林 英一郎

地方税法案の審議に當つては、遺族とくに未亡人と老人家庭に対する課税減免の措置を講ぜられたいとの陳情。

第四三二二号 昭和二十五年四月十七日受理

改正地方税法早期決定に関する陳情

陳情者 神奈川県川崎市長 金 刺不三太郎

移す場合は地方団体の行政は非常な混乱に陥るおそれがあるから、すみやかに改正地方税法を決定せられたいとの陳情。

第四三四号 昭和二十五年四月十七日受理

災害復旧費償還金全額国庫補助に関する陳情

陳情者 群馬県議會議長 高山 和助

群馬県は、昭和二十二年以來連続した災害によつて大なる被害を受けたが、これが復旧は一日もゆるがせにできない性質のものであるため、県当局ではあらゆる方途を講じて財源の調達を圖つてきたが、貧困な地方財政の現状ではいかんともなし難く、財源の大部分を国庫補助金および起債に求めてきた結果、起債額は極度に増加し、これに伴う償還金により県財政は全く破たんしひんしている実状である。近く地方税制度の改正、地方財政平衡交付金制度および災害復旧費国庫負担制度等が定められ、地方財政の強化が図られることであるが、災害復旧費国庫負担制度では過年度災害には適用されないとのことで、本県の如く過年度災害により財政に破たんをきたしてゐるところでは重大なる結果を招く虞があるから、災害復旧費償還金は全額国庫負担とせられたいとの陳情。